

議案第 4 7 号

墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム及び墨田区なりひら高齢者在
宅サービスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム及び墨田区なりひら高齢者在
宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、墨田
区特別養護老人ホームなりひらホーム及び墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンタ
ーの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区特別養護 老人ホームなり ひらホーム	東京都江東区亀戸三丁目 3 6 番 5 号 社会福祉法人カメラア会 理事長 湖山 泰成	令和 8 年 4 月 1 日から令 和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
墨田区なりひら 高齢者在宅サー ビスセンター	同上	同上

（提案理由）

墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム及び墨田区なりひら高齢者在宅サービス
センターの指定管理者を指定する必要がある。